

地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針

平成24年7月13日
地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項及び第30条第1項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。

1 目的

評価委員会が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法人の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績を具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な視点

- (1) 法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。
- (2) 法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。
- (3) 法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。

3 評価に関する留意点

- (1) 評価を行うに当たっては、医療の質やサービスの向上、健全な経営の確保といった大局的な視点から、いたずらに細事にわたることは避け、重要度に応じて本質的な評価を行うように努めること。
- (2) 各事業年度の業務実績の評価は、前年度評価時の実績と当該年度の実績を単に比較するだけでなく、中期計画期間全体の中にある進ちょく状況を念頭に置き行うこと。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。

4 評価方法

(1) 法の規定

法第28条第2項及び第30条第2項の規定により、法人の業務の実績の評価は、各事業年度における中期計画の実施状況又は中期

目標の期間における同目標の達成状況を調査及び分析し、その結果を考慮して業務の実績の全体について総合的な評価をして行うとされていることを踏まえ、評価は以下のとおり行うこととする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

ア 年度評価

法人において、中期計画及び年度計画に記載されている小項目について評価を行う。

評価委員会において、法人の自己評価を確認及び分析し、「項目別評価」（小項目及び大項目）を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。

なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

イ 中期目標期間評価

各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。

なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

5 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。
- (2) 法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。